

荒川上流の森づくりに あなたの会社・団体も参加してみませんか



(彩の国ふれあいの森「原生の森」：大滝村)

荒川上流の森づくりへの御参加をお願いします。

森林は、清らかな水やきれいな空気を育み、人々の暮らしを安全・安心に確保する上で不可欠な財産です。荒川上流地域では、少ない森林所有者の方々のご努力により広大な地域が守られています。県民の皆様の宝ともいえるべき森林を守り育てていくことはとても大変なことです。

県としても最大限の努力を行っておりますが、森林を甦らせ、将来へと引き継いでいくためには、企業・団体の皆様方の御支援が是非とも必要です。

皆様の御協力をお願いいたします。



埼玉県知事 上田 清司

埼玉県には約12万3千ヘクタールの森林がありますが、木材価格の低下等により手入れが行われなくなって荒廃してきており、森林は人々の助けを求めています。

このため、多くの人々の御協力と御意見をいただきながら、広葉樹や針葉樹、巨木や幼木など多様で元気な森林をつくって参りますので、荒川上流の森づくりに対する企業・団体の皆様方の御参加をお願いいたします。

社団法人埼玉県農林公社 理事長 井上 清

埼玉県農林公社は埼玉県、埼玉県内全市町村、埼玉県内農林業団体が出資して設立された社団法人です。森林については、植林・下草刈り等の森林整備を促進し、森林の維持培養と林業経営の健全な発展、森林の公益的機能の増進を図ることにより、農山村の振興等に寄与することを目的としています。

〔連絡先〕 (社) 埼玉県農林公社森林局 (〒368-0034 秩父市日野田町1-1-44埼玉県秩父農林振興センター内)
電話：0494-25-0291 FAX：0494-22-5839 造林担当

1 荒川上流の森づくりの仕組み



（中津川大ガマタ沢上流の針広混交林：大滝村）

荒川上流の森林の整備は、流域に係わる国、埼玉県、市町村、NPO、森林ボランティアなど多様な機関等によって進められていますが、より一層の森林整備を早急に行う必要があります。

※ 分収契約とは、会社・団体が資金を提供して、森林所有者が提供した土地や森林について、公社が植林や下草刈り等を行います。そして、樹木が利用できる大きさになった時に、樹木を伐採して得られた収入を、会社・団体、森林所有者、公社の間で分け合うものです。

2 会社・団体のメリット

(1) 環境保全や社会貢献の取組として行うことができます。

- ・ 人類の生存に不可欠な環境として認識が深まりつつある森林の保全に貢献できます。
- ・ 森林整備などを通じて山村住民の労働の場を確保するなどの山村振興等の社会貢献ができます。
- ・ 環境会計への費用として用いることができます。



間伐・枝打ちにより生き生きとした森林

(2) 環境や社会への貢献に取り組んでいる姿勢をアピールできます。

- ・ テレビや新聞などを利用して、環境や社会への貢献に取り組む姿勢をPRできます。
- ・ 森林内に会社・団体の名称や森林保全への取組の趣旨を掲げた看板を設置できます。



都市住民の参加による森づくりの看板を設置した森林

(3) 従業員の方々の健康づくりや野外レクリエーションの場として利用できます。

- ・ 森林とのふれあいによる癒しや、森林浴、森林散策による健康づくりの場として利用できます。
- ・ 野草などの自然とのふれあいや森の中での遊びなど、家族で楽しめる場として利用できます。
- ・ タラの芽、ワラビなどの山菜採取の場として利用できます。



きれいな空気を吸いながら森林散策を楽しむ人々

(4) 記念行事の場として利用できます。

- ・ 会社・団体創立〇〇周年の記念植樹の場等として利用できます。



大きな木に育つことへの期待をこめた記念植樹

(5) 山村との交流を行うことができます。

- ・ 森林への訪問を契機に、森林や木の文化を引き継いでいる、山村住民や森林所有者の方々との交流を行うことができます。

(6) 分収契約を結ぶことにより、将来の樹木販売による収益を得ることができます。



都市と山村の交流イベント（ふれあいの森：大滝村）

3 森づくりの流れ

(1) 森づくりの考えのとりまとめ

公社が会社・団体の目的、イメージに合った森林の姿（生物の豊かな森、花や紅葉が美しい森等）を会社・団体の意見のもとにまとめます。



(2) 箇所の選定

森づくりの候補地を公社が紹介し、会社・団体に選定していただきます。



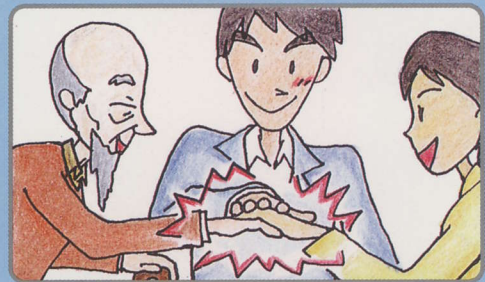
(3) 「森づくり実施プラン」の作成と企業の負担内容の明確化

公社が植林等の森林整備、ベンチ等の施設整備や管理について、会社・団体の意見のもとに実施プランを作成します。また、会社・団体に提供していただく資金の額等について明確にします。



(4) 契約の締結

会社・団体、森林所有者、公社の間で契約を締結します。



(5) 森づくり、森林利用の実施

公社が森林や施設の整備、管理を行います。
(会社・団体の皆様による植樹等もできます。)
また、会社・団体はレクリエーションの場等として森林を利用することができるようになります。



4 埼玉県農林公社が責任を持ってサポート

森づくりの方法や利用方法は多種多様です。

森づくりや森林管理のプロである公社は、会社・団体の要望に応じた森づくりや利用方法を提供して、会社・団体のイメージに合った森づくりを、責任を持ってサポートします。